

図書館とともだち・鎌倉 会 則

(名称)

1. この会の名称は、「図書館とともだち・鎌倉」とします。

(所在地)

2. この会の所在地は、「代表」の住所地とします。

(目的)

3. この会は、鎌倉市の図書館がもっと便利で、たのしみにあふれた場所になるよう、守り育てることを目的にします。

4. この会の目的を達成するために、次のような活動を行います。

図書館見学会、講演会などの企画・実施

図書館の支援、および協議、提言

広報、PR活動

他図書館友の会等との連携

その他

(会員)

- 5-1. 鎌倉市の図書館を愛し、図書館サービスを受けるすべての人は、入会を届けるか、または会費納入した時点で、この会の会員となります。

- 5-2. 会員は、退会を届けるか、1年以上会費を滞納した場合、会員資格を失います。

(会計)

- 6-1. この会は会費、寄付金、その他の収入によって運営し、活動を行います。

- 6-2. 会の活動を主体的に維持するための会費は、年額1,000円とします。

- 6-3. 在籍する会員は、年度当初会費を納入するものとし、その年度の会費は返納されません。

(会計年度)

7. この会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日とします。

(代表)

- 8-1. この会に「代表」をおきます。

- 8-2. 「代表」は、総会において、会員から1名を選任します。

- 8-3. 「代表」の任期は、1年とします。但し、再任を妨げません。

(副代表)

- 9-1. この会に「副代表」をおくことができます。

- 9-2. 「副代表」は、総会において、会員から1名を選任します。

- 9-3. 「副代表」の任期は、1年とします。但し、再任を妨げません。

(世話人)

- 10-1. この会に「世話人」をおきます。
- 10-2. 「世話人」は、総会において、会員から複数名以上を選任します。
- 10-3. 「世話人」の任期は、1年とします。但し、再任を妨げません。

(顧問)

11. この会に「顧問」をおくことができます。

(会計監査)

- 12-1. この会に「会計監査」をおきます。
- 12-2. 「会計監査」は、総会において、会員から2名を選任します。
- 12-3. 「会計監査」は、会の会計を監査します。
- 12-4. 「会計監査」は、総会において監査報告をします。
- 12-5. 「会計監査」の任期は、1年とします。但し、再任を妨げません。

(総会)

- 13-1. 総会は下記の事項について議決します。
前年度の活動報告および決算に関する事項
新年度の活動計画および予算に関する事項
代表、世話人の選任等に関する事項
会費に関する事項
会則の変更に関する事項
その他、この会の運営に関する重要事項
- 13-2. 総会は、年1回開催します。
- 13-3. 総会は、会員の5分の1以上の出席（委任状も含む）をもって成立します。
- 13-4. 総会の議決は、出席者（委任状も含む）の3分の2以上をもって決します。
- 13-5. 代表は、必要に応じて臨時総会を招集することができます。
- 13-6. 代表は、会員総数の5分の1以上の請求があった時は、臨時総会を招集しなければなりません。

(世話人会)

- 14-1. この会に「世話人会」をおきます。
- 14-2. 「世話人会」は、代表と世話人をもって構成し、会を運営します。
- 14-3. 「世話人会」は、必要に応じて随時開催します。
- 14-4. 会員は、「世話人会」に出席し、意見を述べ、新たな活動を提案することができます。

付則

- この会則は、1999年1月30日から施行します。
2016年1月31日一部改定。
2020年1月26日より、本改定版を施行します。